

緊急事態宣言解除に伴う地域ふれあいセンターの利用再開にかかる感染 防止対策事項（令和2年6月6日改訂）

1. 再開日 令和2年6月1日（月）

※活動目的による利用制限の解除については、令和2年6月6日（土）から実施

2. 再開時の利用上の制限

感染防止の観点から、再開は以下の利用制限のもとで行い、状況により段階的に制限を解除していきます。

（1）利用条件等

1) 貸室ごとの利用定員（収容人員）の縮小—暫定定員

暫定的に利用定員を縮小します。縮小後の人数は、埼玉県の示す解除基準に準じ、貸室ごと既定の利用定員を2で除して得られた数値を参酌した人数とします。

【北部地域ふれあいセンター】

	施設内容	面積	定員 (通常)	暫定定員
1	広間1	35 畳	50 人	25 人
2	広間2	30 畳	40 人	20 人
3	会議室1	56.21 m ²	35 人	17 人
4	会議室2	40.15 m ²	25 人	12 人
5	和室1	12 畳	15 人	7 人
6	和室2	15 畳	15 人	7 人
7	音楽室	58.80 m ²	25 人	12 人
8	調理実習室	54.30 m ²	30 人	15 人
9	創作室	46.80 m ²	30 人	15 人
10	多目的ホール	266.97 m ² (201 席)	201 席	100 席(人)

【東部地域ふれあいセンター】

	施設内容	面積	定員 (通常)	暫定定員
1	会議室1	61.88 m ²	40 人	20 人
2	会議室2	47.63 m ²	24 人	12 人
3	リハーサル室	34.43 m ²	10 人	5 人
4	調理実習室	44.84 m ²	24 人	12 人
5	多目的ホール	251.59 m ²	200 人	100 人

2) 活動時にご配慮いただく事項

- ①感染予防（人との距離の確保、飛沫防止、接触防止等）に十分に配慮した活動方法としてください。その際、同種の活動団体に関するガイドラインを参照すること等が考えられます。
- ②音声を出すことを目的とする活動の場合、換気に際し窓やドアの開け放しはせず、活動時間を区切り、こまめに「換気タイム」を設ける等してください。
- ③歌唱や吹奏楽器の演奏を行う場合、特に一人一人の間隔の確保（概ね2 m）や人が向き合わずに行う方法としてください。
- ④激しい呼気となる活動や大音声を発する活動は控えてください。

3) 入館時の施設職員による検温及び高温（37.5度以上）時の利用制限

4) 入館中のマスクの着用（トイレや廊下など共用スペースでは必須）

※貸室内での運動や歌唱、楽器演奏などの活動の際や身体状況に応じ、熱中症予防等のため、感染防止対策に配慮の上マスクを外すことは可とします。

5) 入館時の手指の消毒、在館中の手洗い

6) 利用者名簿の提出

※クラスター発生時には追跡調査のために保健所等に提出します

7) 室の換気（空調機器の使用、窓、出入り口の開放による、常時または定時の換気）

8) 私用ゴミの持ち帰り

9) エントランス、廊下等の共用の場所での長時間、または大声での会話の自粛

10) 利用団体による、使用室の消毒清掃

利用団体は室の使用終了後、貸し出し時間内に事務室から借り受けた消毒液を用いて、室のドアノブ等時間内に触れた施設・設備を消毒清掃します。

4. その他

事前に明示されていない感染防止対策であっても職員の指示がある場合はこれに従ってください。